本則の表改正前欄の地方税法施行規則第二十号の四様式を次のように改める。

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十三　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１・２　同左］

３　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

⑵　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

⑶　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［４・５　同左］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表一記載要領４⑴中「第48条の13第９項」を「第48条の13第７項」に改め、同表記載要領４⑵中「第48条の13第18項」を「第48条の13第16項」に改め、同表記載要領５⑴中「第48条の13第９項」を「第48条の13第７項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同表記載要領５⑵中「第48条の13第18項」を「第48条の13第16項」に改め、同欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表五記載要領３及び同様式別表六記載要領３中「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式を次のように改める。

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四　挿入］

第６号様式記載要領

［１～７　略］

８　「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。